

# 介護保険制度の維持と超高齢化社会に備えて 介護の施設・サービスの 利用者負担が見直されます

介護保険についての施設・サービスの利用者負担が、平成17年10月から見直されます。  
対象は以下のとおりです。

- ① 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3施設における居住費と食費
- ② 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）における居住費と食費
- ③ 通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）における食費

右の施設・サービスを現在利用されている方は、その居住費と食費について9月までは保険給付の対象となっていますが、10月からは対象外となり、原則自己負担となります。  
※所得の額等により表3のような負担軽減措置があります。

表1

## 利用者負担の目安

① 居住費	ユニット型個室	6万円
	ユニット型準個室 および従来型個室	5万円
	多床室	1万円
② 食費	—	4.2万円

※上記金額は、施設における標準的な費用に基づいて算定した基準費用額です

### ユニット型って何？

一人一人の個性を尊重するため、施設の居室（個室）を10人程度のグループに分け、それぞれ一つのユニット（生活単位）とし、このユニットごとに食事や入浴・施設内の行事などの日常生活を送ります。少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら、個別に介護することを目的としている最小生活単位のことです。

表2

第5段階	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	今まで
計所得金額が200万円以上 本人が住民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	本人が住民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	本人が住民税非課税（課税者と同世帯）	本人および世帯全員が住民税非課税	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	
新第6段階	新第5段階	新第4段階	新第3段階	新第2段階	第1段階
同上	同上	同上	本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階が、新第2段階以外の方	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	同上

平成17年10月から

利用者負担額が5段階から6段階へ所得ごとにより細かく対応した制度になりました  
利用者負担額は、これまで所得に応じて5段階に分けられていましたが、今回の見直しにより、「第2段階」の所得の幅をさらに2分化することで所得の比較的低い方にも配慮した制度になります。なお、新しい利用者負担段階を示したお知らせは、9月初旬に発送予定です。

表3

## 補足給付による負担の軽減

所得によっては補足給付（特定入所者介護サービス費）があり、利用者負担の限度額が軽減される場合があります。

利用者負担段階	利用者負担段階	負担限度額			食費
		個室	準個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	2.5万円	1.5万円	0万円	1万円
新第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	2.5万円	1.5万円	1万円	1.2万円
新第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって利用者段階が新第2段階以外の方	5万円	4万円	1万円	2万円

# 国民健康保険被保険者証の更新時期です

## ●もうすぐ更新時期です！

現在、使用されている国民健康保険被保険者証の有効期限は平成17年9月30日までです。9月22日に新しい被保険者証を発送します。なお、更新手続きは不要です。

ただし、件数が多いために、地域によっては9月末頃に届くこともありますので、あらかじめご了承ください。なお「表札を出していない」、「郵便局に転送届を出していない」などの理由で、被保険者証が届かない場合があります。最近、転居された方は、郵便物がきちんと届くか、今一度ご確認をお願いします。

また、ほかの健康保険に加入しているにもかかわらず、国保脱退の手続きをしていない方も見受けられますので、更新時に内容等をご確認ください。

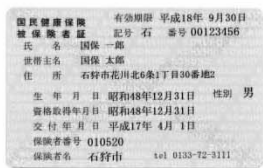
### お忘れなく！

新しい被保険者証が届いたら、古い被保険者証は市役所または各出張所の窓口にご返却ください(郵送も可)。

## ●被保険者証がカード形式に

これまで1世帯に1枚、交付していた被保険者証が、今回の更新時から1人1枚のカード形式になります。これからは、家族それぞれが被保険者証を常時携帯できるようになり、通院・旅行・出張時など利便性が向上します。

カードサイズになって、携帯性も向上！



## ●遠隔地用被保険者証の手続きが簡単に

施設入所や就学などで石狩市以外に住民登録をされている方は、申請書を同封しますので、ご記入の上、提出をお願いします。

なお、昨年まで申請手続きの際に

「入所証明書」「在学証明書」などが必要でしたが、今年から、引き続き同じ施設などに入所していたり同じ学校などに在学している場合は、各証明書の提出は不要となりました(ただし、初めて申請する際は、これまで同様、証明書が必要です)。

## ●もしも滞納すると...

国民健康保険税に滞納があると、有効期限が1年間の被保険者証が交付されず、納付税額によって有効期限が定められた「短期被保険者証」が交付される場合があります。

また、長期にわたって滞納した場合、世帯主は被保険者証の返還対象となります(ただし、国民健康保険税の納税義務は変わりません)。

### お忘れなく！

本年4月以降に学生遠隔地証の手続きをされた方は、有効期限が平成18年3月31日までとなっていますので、今回の申請は不要です。来春、引き続き学生である場合は、平成18年3月以降に申請してください。

### お忘れなく！

第3期の納期限は9月30日(金)です。納期限までに忘れず納税してください。納税には口座振替が便利で安心です。なお、未納税額には延滞金が加算されるほか、不動産(土地・建物)、給与などの財産が差押えの対象となりますので、納期限までに忘れず納税してください。

また、国民健康保険の加入(脱退)手続きは14日以内に行ってください。手続きが遅れますと、不測の不利益が生じる場合がありますので注意しましょう。

被保険者証の返還に該当する世帯主には、「被保険者証返還命令通知書」「国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書」を送付し、「被保険者資格証明書」を交付します。

「被保険者資格証明書」が交付された場合は、次のとおりです。

- ① 病院の窓口で診療費用の全額を支払うこととなります。
- ② 療養費等の現金給付の支払いを全部または一部を一時差し止めた後、「滞納額控除通知書」でお知らせし、滞納額を控除することとなります。